

平成26年度 海事局税制改正要望の概要

**平成25年8月
国土交通省海事局**

平成26年度海事局税制改正要望事項

1. クリーンで経済的なエネルギー社会の実現

○海上運送事業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長(所得税・法人税)

- ・環境負荷低減に資する船舶に係る買換特例(圧縮記帳 80%)の3年間延長する。

○より環境負荷の小さい輸送手段への転換及び公共交通機関の利用者利便の増進に資する事業に係る特例措置の延長及び拡充(地球温暖化対策のための税)

- ・ 内航運送事業又は一般旅客定期航路事業の用に供される軽油及び重油、鉄道事業の用に供される軽油、国内定期航空運送事業の用に供される航空機燃料に係る還付措置を2年間延長する。

2. 成長戦略の推進

○中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度(中小企業投資促進税制)の延長及び拡充(所得税、法人税、法人住民税、事業税)

- ・ 中小企業者の設備投資を促進するため、中小企業者が内航貨物船、その他機械装置等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度の適用期限を2年間延長する。

また、IT の活用による生産性向上を促すため、ソフトウェアや関連設備等について即時償却又は税額控除割合の引き上げ等の拡充を行う。

○国際船舶の所有権保存登記等に係る課税の軽減措置の延長及び拡充(登録免許税)

- ・ 国際船舶の所有権保存登記等に係る登録免許税の特例措置(税率 4/1000→3.5/1000に軽減)の2年間延長及び船齢5年以上の船舶への拡充を行う。

○バラスト水処理装置に係る設備投資の促進のための特例措置の創設(法人税)

- ・ 船舶のバラスト水処理装置搭載その他関連設備の整備に関する法人税の即時償却制度を創設する。

○シェールガス革命に対応したLNG船舶に係る設備投資の促進のための特例措置の創設(法人税)

- ・ LNG船舶に係る法人税の特別償却制度(50%)を創設する。

海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長(所得税・法人税)

施策の背景

- 環境負荷低減に関する社会的要請に対応するため、本特例措置による環境に優しい船舶への誘導が必要。
- 外航船舶については、厳しい国際競争に晒されている中で、代替建造を促進し、我が国商船隊を競争力ある形で安定的に維持・整備していくことが必要。
- 内航船舶については、国内貨物輸送の約4割、産業基礎物資輸送の約8割を担っており、新造船等環境に優しい船舶への代替を促進していくことによって、モーダルシフトの受け皿としての役割をさらに拡大することが必要。
- このため、船舶譲渡差益の80%の圧縮記帳により、環境に優しい船舶への誘導を図ってきているところ。

要望の概要

- 船舶から船舶への買換及び交換
船舶譲渡差益の80／100 圧縮記帳
- 3年間の延長を要望

税制の効果

- 新造船等環境に優しい船舶の導入促進により、CO₂、NO_xの排出抑制及び船舶の安全運航の確保が図られる。
- 船舶建造時のキャッシュフローの確保が可能となり、海運事業者の経営体質の強化が図られる。

より環境負荷の小さい輸送手段への転換及び公共交通機関の利用者利便の増進に資する事業に係る 特例措置の延長及び拡充（地球温暖化対策のための税）

要望の背景・概要

「地球温暖化対策のための税」

- 平成24年10月より、エネルギー起源CO₂排出量削減を図るため、石油石炭税に上乗せ。
- 導入にあたっては、税率の段階的引き上げを実施。
- 海運・鉄道・航空について、還付を措置。

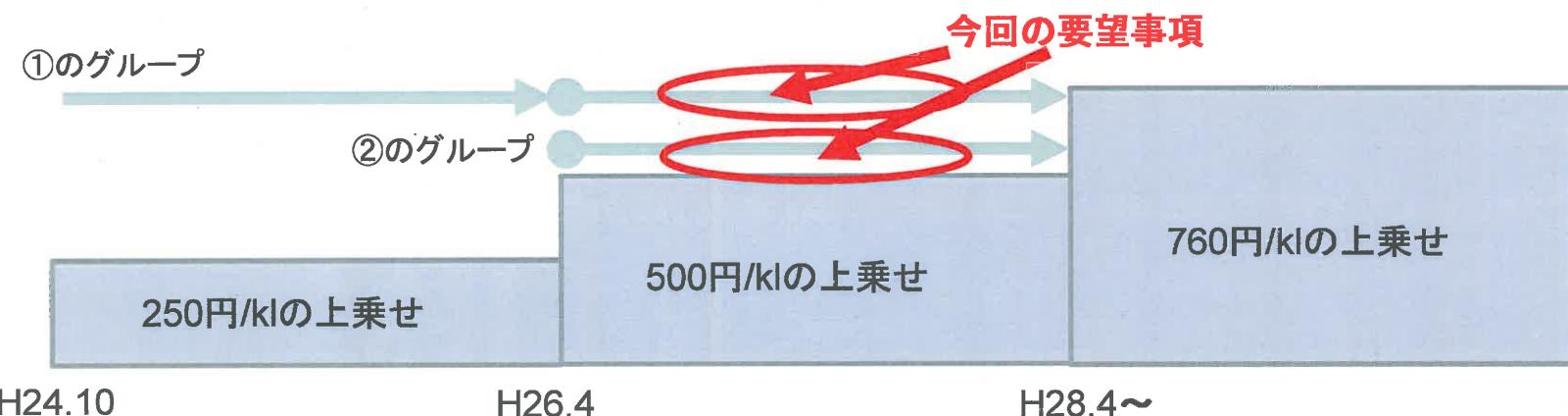
国土交通省における「地球温暖化対策のための税」の還付措置(H26.4.1～H28.3.31)

(①延長要求)

- モーダルシフトの推進及び公共交通機関の利用者利便の増進に資する事業
 - ・海運(軽油、重油) ・鉄道(軽油) ・航空(航空機燃料)

(②拡充要求)

- 自営転換の推進及び営業用トラック・バスの安定した輸送力の確保
 - CO₂排出原単位が格段に小さい営業用トラック・バスへの転換の推進及び近年の情勢下における安定した輸送力の確保
 - ・営業用トラック・バス(軽油)



中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度 (中小企業投資促進税制)の延長及び拡充(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

中小企業者の設備投資を促進するため、中小企業者がトラック(車両総重量3.5t以上)、内航貨物船、その他機械装置等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度の適用期限を2年間延長する。また、ITの活用による生産性向上を促すため、ソフトウェアや関連設備等について即時償却又は税額控除割合の引き上げ等の拡充を行う。

施策の背景

長引く景気低迷による荷動きの減少等により、トラック事業、内航海運業等の経営は極めて厳しい状況。

貨物車両の平均使用年数は増加傾向、内航貨物船は老朽化が進行

- ・トラックの平均使用年数
(平成15年) → 11.2年(平成19年) → 11.9年(平成24年)
- ・内航貨物船の老朽化率(船齢14年以上)
(平成15年) → 51% (平成19年) → 66% (平成24年)

中小企業の設備投資を促進するための特例措置が必要

具体的施策

税制改正要望の概要

[特例内容]

所得税、法人税: 特別償却30%又は税額控除7%
(ソフトウェア、ソフトウェアが組み込まれた設備等について、即時償却又は税額控除割合の引き上げ(7%→12%)等の拡充)

[対象設備]

トラック、内航貨物船、機械装置、器具備品、ソフトウェア

【適用期限を平成28年3月31日まで2年延長】

政策の目標

トラック車両、内航貨物船、その他機械装置等の購入・代替の促進



- ・ トラックの代替促進により、環境負荷の軽減等に寄与
- ・ 老朽船の代替建造を通じ内航貨物輸送の効率化、環境負荷低減等に寄与
- ・ 幅広い関連業界への経済波及効果を通じて中小企業の景気回復に寄与

国際船舶の所有権保存登記等に係る課税の軽減措置の延長及び拡充（登録免許税）

施策の背景

- 外航日本船舶の中でも、輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要とされる技術の水準等からみて本邦と外国との間において行われる海上輸送の確保上重要な国際船舶の保有を促進。
- 日本商船隊による安定輸送・経済安全保障の確立については、東日本大震災や原発事故を契機として、その重要性が改めて明確になったところ。
- 諸外国においては、外航船舶に係る税負担の軽減を図る措置が導入されていることもあり、登録免許税は、我が国での船舶投資に係る初期負担を外国に比べて重いものとする一因となっていることから、継続して税制上の支援を行うことが必要。

要望の概要

- 本特例措置の適用期限（平成26年3月31日）の2年間延長
 所有権保存登記 3.5/1000(本則4/1000)
 抵当権保存登記 3.5/1000(本則4/1000)
- 海外法人から取得した国際船舶の年数（5年）制限の廃止

税制の効果

- 外航輸送の確保上重要な国際船舶の保有を促進することにより、我が国商船隊による安定輸送・経済安全保障の確立が図られる。
- 国際船舶を中心とした外航日本船舶の着実な増加のため、海外法人から取得した国際船舶の年数（5年）制限を廃止することにより、フラッグバック（外国籍船から日本籍船へ船籍変更）が容易となり、国際船舶を中心とした外航日本船舶の増加を大きく後押し。

バラスト水処理装置に係る設備投資の促進のための特例措置の創設（法人税） シェールガス革命に対応したLNG船舶に係る設備投資の促進のための特例措置の創設（法人税）

バラスト水処理装置の搭載促進

施策の背景

- 排出されるバラスト水中の外来性生物による海洋生態の破壊を防止するために、船舶へのバラスト水処理装置の搭載を義務付け。
- バラスト水処理装置の搭載工事に伴う船社（海運事業者）への高額の費用負担が発生。
- 短期間に工事が集中し、海外造船所へ工事流出が危惧。

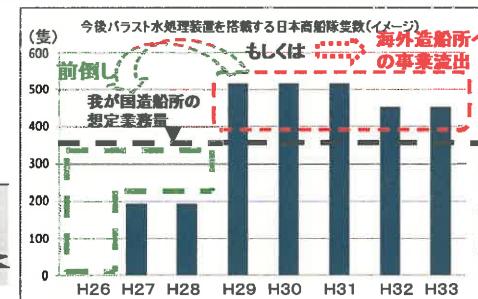
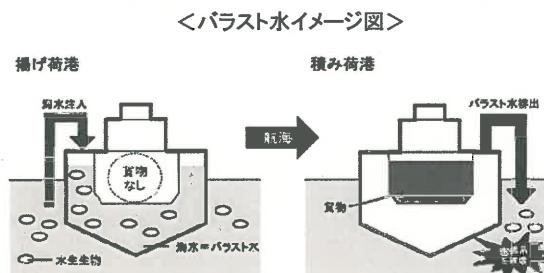
※バラスト水：船を安定させるために積み込む水

要望の概要

- 対象：外航船舶へのバラスト水処理装置の搭載
- 特例措置の内容：法人税の特例措置

税制の効果

- 早期のバラスト水処理装置の搭載を誘導し、海洋生態の破壊の防止に寄与。
- 規制開始前におけるバラスト水処理装置の搭載を促進することで、国内造船所の受注機会の確保が図られる。



LNG船舶に係る設備投資の促進

施策の背景

- LNGの需要増や調達価格の上昇という状況下で、2017年頃から米国からのシェールガス輸入の本格化が予定。
- パナマ運河（2015年拡張予定）を経由する大型のLNG船舶による海上輸送が50～100隻規模で行われる見込み。
- 国際海事機関で来年整備予定のLNG船舶に関する安全基準を国内法令でも担保し、LNG船舶の大型化に対応。
- エネルギー安全保障の観点から日本商船隊による輸送確保が課題。

要望の概要

- 対象：外航LNG船
- 特例措置の内容：法人税の特例措置

税制の効果

- LNGの需要増に対応した日本商船隊による輸送の確保に寄与。
- 日本の造船所における大型で安全なLNG船の建造受注の増加に寄与。

